

平成 26 年 1 月

水道設置管理者様 各位

「亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定について」のお知らせ

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省で水道における水質基準の改正等の検討会が行われ、その中で「亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定について」の情報がありましたので、取り急ぎご案内させていただきます。

敬具

平成 26 年 1 月 14 日 厚生労働省 第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会において、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準 (0.04mg/L) を追加することが決定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行となりました。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034564.html>)

検査頻度は「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」と同様、年 4 回以上となります。

ただし、原水の水質変化が大きくないと認められた場合、以下の条件で検査回数を減らすことができます。

- 過去 3 年間の検査結果が基準値の 2/10 以下の場合、1 年に 1 回以上に省略
- 過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下の場合、3 年に 1 回以上に省略

水道設置管理者様におきましては、平成 26 年度の水質検査計画または依頼される際、ご注意願います。

亜硝酸態窒素とは？

窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、下水等に由来し、これらに含まれる窒素化合物は、水や土壤中で科学的・微生物学的に酸化及び還元を受け、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素等になります。

処理は、生物処理、イオン交換、逆浸透により除去できます。

亜硝酸塩は酸化処理（塩素、オゾン）により硝酸塩となります。

ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記まで連絡下さい。

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
技術検査部 TEL 043-242-5940